

九十九電機が営業を再開——再建を目指して奮闘する企業に助力を



弁護士法人
アディーレ法律事務所
代表弁護士・再生コンサルタント
石丸幸人（東京弁護士会所属）



「多重債務者の救済・支援のために、ヤミ金との交渉も積極的におこなう熱血弁護士。テレビ朝日系『スーパーモーニング』（毎週木曜日）にコメンテーターとして出演中。



現在注目を集める若手弁護士
36歳・北海道室蘭市出身

●九十九電機が11月21日、営業を中断しました。約110億円の負債を抱え、10月末に東京地裁に民事再生を申し立てていた同社ですが、店舗と倉庫内商品について、NECリースが集合動産譲渡担保権を実行したことで、店内の商品在庫が運び出され、営業中断を余儀なくされたのです。

●オリジナルパソコン販売の先駆けとして知られる九十九電機は、東京・秋葉原のツクモパソコン本店での小売販売のほか、大阪、札幌、名古屋にも店舗を構え、海外メーカーのパソコンの販売や自作用パーツ専門店などを展開。ピーク時の2000年には年商約374億円という売上を記録していました。しかし昨今のパソコンの価格破壊や海外の格安メーカーの参入に加え、今年に入ってからは円高の影響により為替差損が発生し、資金調達が困難になって民事再生の申立に至ったそうです。

●NECリースが実行した集合動産譲渡担保権は、仕入れや販売により増減を繰り返す商品に対して設定されるもので、「倉庫に入っている部品一式を担保にお金を借りる」というような場合に適用されるものです。九十九電機はNECリースを相手方として、東京地裁に対して担保権実行手続中止命令の申立を行っていましたが、NECリースはその審尋期日前に担保権を実行しました。もちろんこれは合法ですし、担保である商品が九十九電機の店頭で販売されてしまい、回収額がどんどん目減りしてしまうという状況を避けたかったNECリース側の立場も分かります。ですが「再生債権者など権利者の利益を保護しつつ、再生債権者の同意の下に再生債務者の自立的ないし自律的な再生を助力する」という民事再生法の理念には背くものであり、大変遺憾と言わざるを得ません。

●幸い、九十九電機は11月27日には特設店舗で営業を再開し、その後、NECリースの許可を受けTSUKUMO eX.での業務を再開。系列店も段階的に通常営業に戻れる目途がついたようです。しかし、今後しばらく続くとみられる円高のあおりで、為替差損に起因した同様の倒産が今後相次ぐものと予想されますが、九十九電機ほどの「体力」の無い会社にとっては、より危機的な状況が訪れるでしょう。これら企業の背後には、従業員だけでなく、その家族、顧客、そのほか多くの関係者が存在します。そのことを考えるにつけ、九十九電機はもちろん、再建に向けて奮闘する企業の今後を見届けていくことは、法律家としての使命だと考えています。

【アディーレ法律事務所について】個人・中小企業の債務整理専門の法律事務所。代表弁護士の石丸幸人が、約4年前に自宅の一室で弁護士業務をスタートし、これまでに約16,000件の債務整理案件の処理を行う。所員は200名を超え、サンシャイン60に事務所を構える。ヤミ金がらみの債務整理案件も積極的に取り組み、全国に500万人ともいわれる潜在多重債務者の救済・支援のために、事務所の全国展開を目指している。2008年10月、大規模な法律事務所としては日本で初めてプライバシーマークを取得。

・本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせ、および、代表弁護士・石丸幸人への取材等については、多重債務者の救済・支援に貢献できる内容であれば、いつでもご協力させていただきます。

<お問い合わせ> 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報担当：山田 TEL: 03-5950-0268

〒170-6037 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60/37F Email:s.yamada@adire.jp URL:http://www.adire.jp